

川越市伝統的建造物群保存地区保存条例

平成十年六月二十三日
条例第十九号

（目的）

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百四十三条第一項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。
2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第百四十二条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。

（保存計画）

第三条 教育委員会は、本市が都市計画に伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）を決定したときは、川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。
2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
 - 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の教育委員会規則で定める工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）の決定に関する事項
 - 保存地区内における建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）及び環境物件の保存整備計画に関する事項
 - 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項
 - 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項
- 3 教育委員会は、保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、保存計画の変更の場合について準用する。
- （現状変更行為の規制）
- 第四条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。
- 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
 - 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその

外観を変更することとなるもの

三 宅地の造成その他の土地の形質の変更

四 木竹の伐採

五 土石の類の採取

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の規定による許可を受けることを要しない。
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却（イの仮設の工作物については、除却を除く。）
イ 仮設の工作物
ロ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

三 次に掲げる木竹の伐採

- 間伐、枝打ち又は整枝等木竹の育成のため通常行われる木竹の伐採
- 枯死、損傷又は危険な木竹の伐採
- 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
- 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- 仮植した木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 埼玉県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

- 3 市長及び教育委員会は、第一項の許可をする場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第五条 市長及び教育委員会は、前条第一項各号に掲げる行為で次に定める基準（市長にあっては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

- 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- 建築物等（伝統的建造物を除く。次号及び第六号において同じ。）の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更する

こととなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

五 建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

六 建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

七 前条第一項第三号から第五号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

（許可に関する特例）

第六条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為（次条に規定する行為を除く。）については、第四条第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第四条第一項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第七条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第六項各号に規定する行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして教育委員会規則で定めるものについては、第四条第一項の規定は適用しない。この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

（許可の取消し等）

第八条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第四条第一項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは期限を定めて建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
 - この条例の規定若しくはこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
 - 第四条第三項の規定により付された条件に違反している者
 - 詐欺その他不正な手段により第四条第一項の許可を受けた者
- 2 市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするとき

は、あらかじめ、川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

（経費の補助等）

第九条 市は、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

（審議会の設置等）

第十条 市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議をし、並びにこれらの事項について市長及び教育委員会に建議するため、川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会は、委員十二人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 学識経験者
- 関係行政機関の職員
- 関係地域を代表する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（罰則）

第十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 第四条第一項の規定に違反した者
- 第八条第一項の規定に基づく命令に違反した者

（両罰規定）

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の刑を科する。

（委任）

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

- この条例は、最初の伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行する。ただし、第十条の規定は、公布の日から施行する。
- 川越市文化財保護条例（昭和五十二年条例第二十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第五号中「高いもの」の下に「（以下「伝統的建造物群」という。）」を加える。
第四条第一項中「文化財」の下に「（伝統的建造物群を除く。以下同じ。）」を加える。
附 則（平成一七年三月二四日条例第一一号）
この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画
(平成 11 年 4 月 9 日 川越市教育委員会告示第 4 号)

川越市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第 3 条の規定に基づき、川越市川越伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

第 1 章 保存地区の保存に関する基本計画

1. 保存地区沿革

（1）城下町川越の成立

川越市は、埼玉県中央部のやや南側にあり、首都 30km 圏に位置している。特に旧城下町は武蔵野台地の東北端にあり、荒川の支流である赤間川（現在の新河岸川）に囲まれた場所に位置している。

川越が、今日ある景観を形成した原点は、長祿元年（1457）この台地上に、川越城が築かれたことにある。川越城は台地の東端に位置していたので、城下町は城の西側を中心に形成されていった。その町の形成は、戦国時代末期の天正年間頃（1573～1591）から始まった。いままで本宿（後の本町、現在の元町 1 丁目）に属していた新宿（後の江戸町、現在の大手町）が新たな宿として設けられ、町の拡張が進められた。江戸時代初期の慶長、元和期（1596～1623）には、武家地や寺院の整備が行われ始めた。川越の城下町が近世城下町として本格的に整備されたのは、寛永 15 年（1638）の大火以後のことである。この大火によって城や町の大半は焼失し、天海僧正ゆかりの喜多院もほとんどが類焼した。しかし、徳川三代将軍家光の尽力により復興され、現在では客殿、書院、庫裡をはじめとする建物のほとんどが重要文化財に指定されている。この大火の翌年に藩主となった松平信綱は、城の拡張とともに城下の復興に努め、町割と呼ばれる城下町形成における都市計画を行った。

（2）松平信綱の城下町整備

この町割では、身分の違いによる居住区の住み分けを行っている。上、中級武家地は、城の北と南側を中心に、下級武士の屋敷地は、城下の出口付近の主要街道沿いに配置された。町人地は、十ヵ町四門前と郷分町に分けられた。十ヵ町は、藩から認められた正式な町であり、商人町である上五ヵ町（本町、江戸町、喜多町、高澤町、南町）と、職人町である下五ヵ町（鍛冶町、多賀町、志義町、上松江町、志多町）から構成されてい

た。郷分町は町と村の中間的な存在で、十ヵ町を囲むような形で形成されていた。寺社地は、北から南側にかけて城下全体を守るような形で存在し、特に、城下町の西側に集中して配置されている。これがいわゆる四門前（養寿院、行伝寺、妙養寺、蓮馨寺）であるが、これには城下町の西側の防御壁の役割も含まれていた。城下の道は、札の辻を中心とした通りほど道幅が広く、城外へ通じる道は幅が狭く、かぎの手になっている。また、町内の道はさらに狭く、T 字型に交叉していたり、袋小路となっているなどの特色がある。以上のような信綱が行った町割は、孫の信輝の時代には完成し、幕末まで踏襲され、明治 26 年（1893）3 月に起こった大火以後も大きな変更も加えられず、今日の都市形態にまで生きている。

（3）商業の発展と蔵造り

町割の整備に伴い、町の商業も発達し、川越藩の繁栄を支えた。江戸時代初期は、本町を中心に定期市による商業活動が行われていた。それがやがて、常設店舗（見世売り）が中心になっていった。もともと川越は、領内の農産物や物資の集散地として商業が発達していた。それが新河岸川の開削によって、江戸・川越間の物資の輸送が舟運で行われたことから、より一層繁栄し、にぎわいをみせた。特にその中心地域は南町（現在の幸町）付近に移り、その繁栄ぶりは、享和元年（1801）に成立した地誌「武蔵三芳野名勝図会」にも記されている。商業都市としての繁栄は、明治時代になっても受け継がれ、南町付近は、呉服太物を商う商人が多く集まり、江戸時代同様に川越で一番繁栄していた。



大沢家住宅（重要文化財、寛政 4 年（1792）築）

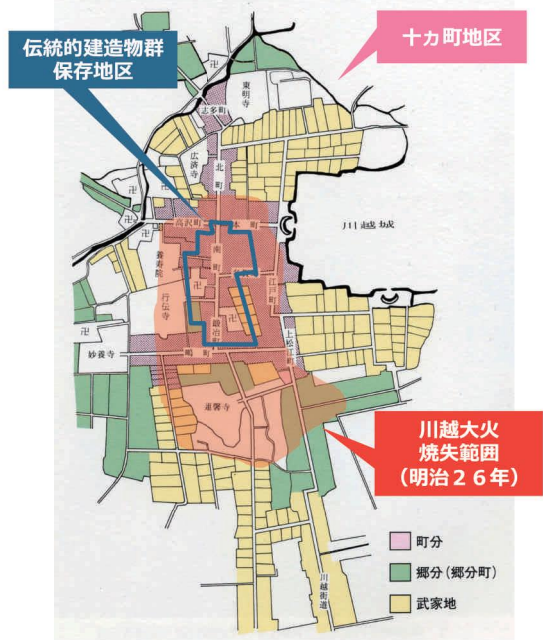
この通りに大きな変化が現れたのは、明治 26 年（1893）3 月に起こった大火以後のことである。この大火は、町の 3 分の 1 以上を焼失するという大災害で

あった。川越商人達は町を復興するに当たって、防火建築としての蔵造りを採用した。南町を中心とした通りにはきそって蔵造り商家が建てられ、明治 40 年（1907）頃までには、蔵造りの町並みが形成されるに至った。この蔵造り商家は現在でも数多く残り、町並み景観の核となっている。現存する最も古い蔵造り商家は、明治 26 年（1893）の大火をまぬがれた重要文化財の「大沢家住宅」で、江戸時代後期の寛政 4 年（1792）に建てられたものである。全国的にみても古い例の蔵造り商家として、貴重な建築物である。大正時代になると、この通りにも、洋風外観の建築物が多く建てられるようになった。大正 7 年（1918）には、旧八十五銀行本店本館（現在のあさひ銀行川越支店）が建てられた。こうして南町を中心とした通りには、各時代の特色を反映した建築物が共存することとなった。

（4）旧城下町の変容

昭和 36 年（1961）に実施された町名地番整理により、十ヵ町の区分はそれまでの道路を挟んだ両側の町並み単位であったものが、道路によって区分される街区単位になり、名称も元町 1・2 丁目、幸町、仲町などに変更された。十ヵ町の伝統的コミュニティは、その後、祭りの氏子会として残っているところもある。

その後、商業の中心地が川越駅や本川越駅付近に南下したこともあり、この通りには蔵造り商家を中心とした独特の景観が現在まで受け継がれ、喜多院周辺や川越城址とともに川越を代表する歴史的風致を形成している。



旧城下町と伝建地区の範囲

2. 保存地区の現況

戦後一時的に、蔵造り商家の取り壊しが相次いだが、昭和 40 年代（1965～）後半頃から、蔵造りの保存運動が始まった。昭和 50 年代（1975～）半ば以降、地元住民を中心に住環境保全の視点と絡めて、伝統的建造物の保存や新築の建築物が町並みに調和するようなデザイン誘導に取り組んできた。地元商店街では、昭和 61 年（1986）歴史的町並みの保存と商店街活性化の視点からコミュニティ・マート構想モデル事業として「川越一番街商店街活性化モデル事業調査」を実施。町並み保存とまちづくりの自主協定として「町づくり規範」をつくり、自主的協議組織として「町並み委員会」を運営している。それらの町並み保存の取り組みにより、伝統的建造物の保存に加え、伝統を継承した中にも新しい意匠や素材を使った新たな建築物が加わることで、隣接する伝統的建造物と協調しながら、川越ならではの魅力ある町並みを形成している。

一方、川越市は、昭和 47 年（1972）に旧小山家住宅を買い取り、その後蔵造り資料館として一般公開した。昭和 50 年度（1975）には蔵造り商家を対象に国庫補助事業として伝統的建造物群保存対策調査を実施、昭和 56 年（1981）には、蔵造り商家 16 件を市の文化財に指定して、その保護に努めてきた。その後も文化財としての指定を進め、平成 11 年（1999）までに 22 件となっている。さらに川越市の「観光市街地形成事業」等の導入により、新築の建築物についても歴史的町並みに調和したものとなるよう誘導を図ってきた。また、ポケットパークの設置や、平成 4 年（1992）には一番街通りの電線地中化を行うなど、町並みの保存、整備事業に取り組んできた。

しかしながら、一方で、建て替えや取り壊しで伝統的建造物がしだいに失われ、かつては切れ目なく伝統的な町家が並んでいた町並みも変貌してきている。周辺では高層の集合住宅の進出が相次いで表面化し、町並みの保存に危機感が高まった。高層の集合住宅の建設は、歴史的に形成された低層高密度ではあるが、良好な住環境の維持を難しくし、歴史的景観としても問題となるため、保存地区の周辺地域までを含む対策が求められている。

3. 保存地区の特性

川越の都市骨格としては、南北に長い町家の区域と、

この町家を囲む形で武家屋敷や足軽町を配置し、さらに寺院の大部分は町家地区の西側に配置され、寺町を形づくった。城下町のゾーニングは、現在でもそれぞれ商店街、背後の住宅地、西側の新河岸川までに至る寺社群として読みとれる。街路骨格にも松平信綱の町割当時の道幅が残るなど近世以来大きな変化がなく、城下町の特徴であるT字路が多く残っている。

保存地区は、このような歴史的市街地の中でも当初から川越の中心的商業地としての役割を担ってきたところであり、特に札の辻から仲町にかけての地区は、今も重厚な蔵造りの町家が建ち並んで、小江戸川越の顔として広く親しまれている。保存地区はそのような商業地を中心に、一部、周辺の住宅地を含み、低層高密の市街地を構成している。



蔵造り町家(宮岡家住宅)

町並みとしては蔵造り町家群が最も特徴的であるが、真壁造り町家、大正、昭和初期の洋風町家も分布する。また、町家以外の伝統的建造物も和風住宅、洋風住宅、並びにあさひ銀行川越支店や山吉等の近代洋風建築、寺社、時の鐘等多様な建築様式の建造物が伝えられており、わが国の都市建築の発展をうかがわせる貴重な町並みである。

4. 伝統的建造物群の特性

川越の伝統的建造物群を構成する要素は、伝統的な様式を伝える建築物と門、塀、鳥居、稲荷などの工作物及びこれらと一体をなして歴史的風致を形成する環境要素として継承されてきた樹木等がある。

(1) 伝統的建造物(建築物)の建築様式

本保存地区には多様な建築様式がみられるが、地割、町割を今日に継承し、歴史的風致を際立たせているのは町家の存在である。町家の形式を持つ建築物は、地区内の伝統的建造物の8割以上にのぼり、伝統的建造物群の基調をなしているものといえる。

そこで、町割と建築物の關係に着目すると、地区内の伝統的建造物の建築様式は、町家と町家以外の建築物に大別できる。そのうち町家については、さらに通りに面する店部分の外観意匠に着目すると、和風町家

と洋風町家に分けられる。一方、町家以外の建築物には、和風住宅、洋風住宅のほか、あさひ銀行川越支店(旧八十五銀行本店本館、大正7年：1918)に代表される近代洋風建築や社寺建築などがあげられる。

ことに、和風町家には真壁造り町家もみられるが、本保存地区の歴史的風致としては蔵造り町家が特筆される。

学術的には未だ確立されたところではないが、本保存地区の伝統的建造物のうち建築物の建築様式は、以下のように整理できる。

- 1 蔵造り町家：外壁等の主要部を土で塗籠め、土蔵造りとした和風町家。
- 2 真壁造り町家：蔵造り町家以外の和風町家。
- 3 洋風町家：洋風建築の意匠を通りに面する外観に採用した町家。
- 4 和風住宅：伝統的な形式を受け継いでつくられた住宅。
- 5 洋風住宅：洋風建築の意匠を外観に採用した住宅。
- 6 近代洋風建築：欧米の影響を受けた近代の洋風建築。
- 7 その他：社寺建築、時の鐘等。

(2) 町家における敷地と建物配置

蔵造り町家、真壁造り町家及び洋風町家などの伝統的な町家は、主に間口が狭く、奥行きの長い敷地割となっている。間口幅は、2間から12間の間に分布し、平均すると4.4間で、3.5間から5間のあいだに集



真壁造り町家(荻野家住宅)

中している。一方、奥行きについては4間から35間に分布し、平均は17.7間であるが、全体的にばらつきがみられる。敷地における建築物の配置をみると、片側に路地や庭などの空地を設けたL字型が多くみられる。用途別に見ると通りから、店、座敷、離れ座敷、蔵の順に配置されているが、特に大火以降の建築物は通りに面した店と奥の居住部分との独立性が高いことが特徴的である。この背景として、前土間と上がり框による座売り型販売方式から陳列型への移行にともない、店部分の平面構成が変化したこと及び大火後は店部分のみ蔵造りにする場合が増えたことがあげられる。

(3) 「店」の特徴

蔵造り町家、真壁造り町家の通りに面した店部分に共通する要素としては、以下の項目があげられる。

- イ) 道路に接していること。
- ロ) 下屋庇があること。
- ハ) 隣同士が接するように建つこと。
- ニ) 2階壁面が1階壁面よりも後退していること。
- ホ) 屋根は切妻平入り(角地には入母屋や寄棟もみられる)であること。
- ヘ) 勾配がほぼ一定の屋根であること。
- ト) 角地以外では左右対称な立面としていること。
- チ) 妻側に窓がなく道路が主たる採光通風源となっていること。

このような特徴により、町並みとして軒線の連続性が保たれ、また各建築物の1階庇、2階外壁、屋根、棟と上にいくにしたがって順次後退することにより、街路空間の環境が守られている。

蔵造り町家の屋根は棧瓦葺きで、箱棟あるいは熨斗積みと影盛がみられる。外壁は、蔵造り町家では黒漆喰磨仕上げが主であるが、一部に白漆喰、大津壁がみられる。真壁造り町家では戸袋を彫子下見板貼りあるいは押縁下見板貼りとする場合が多い。2階開口部は、蔵造り町家では主として観音開の土扉で、一部に横長の窓がみられる。1階開口部は、当初は揚戸であったが、その後腰付木製ガラス戸などに改変されているものが多い。その他、店脇に袖蔵を附属するものや、路地塀として煉瓦アーチ門を設けるものがある。

洋風町家の店部分は、下屋庇がなく2階壁面の後退もみられないが、胴蛇腹により1階と2階が意匠的に分節化されている。屋根は、切妻平入り、切妻妻入り、片流れ、陸屋根など様々であるが、パラペットに



洋風町家(田中家住宅)

より道路等の公共部分から隠れている。外壁は、モルタル洗い出し、色モルタル、あるいは銅板貼りで、装飾として柱型、梁型がみられる。

(4) 「奥」の特徴

奥の部分では、座敷、離れ座敷、蔵などが棟を分けて建てられている。それぞれが奥行き約4間に分割されて構成されている。店は隣家と軒を接して高密度に配置されているが、奥は中庭、横庭及び後ろ庭等のオープンスペースが配置され、日照や通風の確保が図られるとともに、隣地に対しても住居部分の日照や通風に配慮がなされている。この構成を維持してきたことによって、高密でありながら快適な住環境が保たれてきた。

5. 保存の方向

本保存地区の特色は、江戸時代城下町の町割を基盤として、蔵造り町家をはじめとする和風町家、洋風町家、近代洋風建築、寺社など江戸、明治、大正、昭和の各時代を代表する多様な建築物がまとまりをもって歴史的風致を形成しているところにある。これらは市民のかけがえのない文化的財産であり、全国的にも江戸時代の城下町の近代に至る歴史の足跡を今に伝えるものとして貴重な文化財であることから、今後もその歴史的風致を維持していく。

同時に本保存地区の歴史的風致を生かしつつ、生活環境の維持、向上や新しい文化の創造、商業の活性化等総合的なまちづくりを進め、もって生き生きとした人間らしい生活環境の実現を目指す。このため、地域住民や市民と連携しながら不断の見直しを図り、蔵造りの町並みを現代の文脈の中に的確に位置付けるものとする。

6. 保存の内容

(1)保存地区の範囲

保存地区は、札の辻から仲町交差点までの一番街通り※を挟む幸町の全部及び元町1丁目、元町2丁目、仲町の各一部、約7.8haを範囲とする。

※「一番街通り」は県道坂戸毛呂山線(都市計画道路「中央通り線」)の札の辻から仲町交差点間をいう。

(2)保存地区における保存の内容

保存地区における保存の内容は次のとおりとする。

- 1 保存地区において、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる蔵造り町家、真壁造り町家、洋風町家、和風住宅、洋風住宅、近代洋風建築、寺社等の建築物並びに塀その他の工作物を「伝統的建

造物」として特定する。

2 保存地区を特徴付けている樹木、中庭など伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件を「環境物件」として特定する。

3 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため「修理基準」を設け、復原修理及び現状維持を進める。

4 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物については、歴史的風致を維持するため修景のための基準を設け、伝統的建造物群と調和のとれた修景を行う。

以上の修理及び修景にかかわる基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、地区の特性を生かした住環境、商業環境等の生活環境の維持向上に努める。

5 市は、保存地区の保存のために必要と認められる事業に要する経費の一部を補助するとともに、自ら必要な事業を行う。

第2章 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定

1. 伝統的建造物

保存地区内において江戸時代から昭和初期にかけての建造物で、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものを「伝統的建造物」と定める。

伝統的建造物の決定基準としては次のとおりとする。



近代洋風建築（旧第八十五銀行本店本館）

1 蔵造り町家、真壁造り町家、洋風町家などの川越の伝統的町家を構成する店部分、住居部分、蔵などの建築物。

2 川越の和風住宅、洋風住宅の特性をよく表してい

ると認められる建築物。

3 川越の近代洋風建築の特性をよく表していると認められる建築物。

4 川越の伝統的な社寺建築の特性をよく表していると認められる建築物。

5 鐘楼等で保存地区の歴史的特性をよく表していると認められる建築物。

6 伝統的意匠、工法等の特性をよく表していると認められる工作物。

2. 環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」と定める。

環境物件の決定基準としては次のとおりとする。

・保存地区の歴史的風致の維持に特に寄与している樹木、庭園等。

第3章 保存地区における建造物及び環境物件の保存整備計画

1. 保存整備の方向

伝統的建造物及び環境物件の保存整備に当たっては、保存地区の歴史的風致を維持していく。伝統的建造物は「修理基準」に基づく復原修理又は現状維持を原則とする。伝統的建造物以外の建造物建築物は「町並み基準」を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持していく。

2. 保存整備計画

（1）伝統的建造物

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、「修理基準」に基づく修理を進める。復原的修理の場合は、歴史資料、建造物詳細実測などによる復原考察に基づく復原、あるいは類例調査から類推される範囲の復原を原則とする。

（2）伝統的建造物以外の建造物

伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転等は、歴史的風致を損なうものでない建造物の基準を示した「町並み基準」によることを原則とする。「町並み基準」のうち、特に歴史的風致に資するものとして下記の「修景基準」、「景観基準」を設ける。

1 保存地区内に現存又は存在した伝統的建造物の特徴をよく表している江戸、明治、大正、昭和初期の蔵造り町家、真壁造り町家等の伝統的建築様式に準ずる基準を示した「修景基準」。

2 保存地区の歴史的風致と調和した建造物の基準を示した「景観基準」。

以上の基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、保存地区の特性を生かした生活環境の整備に努める。

なお、歴史的風致にとって支障がないと認められる場合には、川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を経て、この基準によらないことができる。

（3）環境物件

環境物件については、主として現状維持又は復旧を基本とする。

（4）主要な通り

保存地区のうち旧十ヵ町の表通りは、伝統的な町家が多く残り、かつ店が連なり商業都市川越の顔となっており、特に伝統的建造物群の特性に配慮し、「修景基準」あるいは「景観基準」により積極的に町並みの修景に努める必要がある。このため、一番街通り、鐘つき通り、旧志義町通りを積極的に町並みの修景に努める「主要な通り」として位置付け、伝統的建造物以外の建造物の新築、増築、改築、移転等を行う場合で、当該建造物が「主要な通り」に面する場合は、「修理基準」あるいは「景観基準」に従って行う。また、一番街通りと接続する養寿院門前通りなどの小路については、一番街通りからの見通しに配慮する。

第4章 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

1. 建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成

保存条例第9条に基づく建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成については、別に定める「川越市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱」により行う。

2. その他の支援

（1）保存団体への助成

保存地区の保存のために保存地区内の住民等により

表）基準の内容

項目	町並み基準 (伝統的建造物以外の建造物)	景観基準	修景基準	修理基準 (伝統的建造物)
位置関係	道路に面する壁面の位置は、周囲に合わせる。周囲及び自らの日照、通風を保つために、隣家の状況を考慮して、中庭等の空地を確保するよう努める。	道路に面した建物は、町並みの連続性を保つために、隣家との間が離れすぎないように配慮する。ただし、敷地の形態・規模、道路の位置等により困難な場合は、連続性を保つ修景措置を施す。 道路に面する上階の壁面の位置は、周囲の町家の2階の壁面に合わせる。 周囲及び自らの日照、通風を保つために、町家の構成や隣家の状況を考慮して、中庭等の空地をまとめて確保するよう努める。	伝統的建造物に準ずるものとする。	主としてその外観を維持するため、現状維持又は復原修理とする。
	11m以下とする。	主要な通りにおいては、道路境界線上で地上6mから10分の6の勾配を持つ斜線以内に建築する。	伝統的建造物に準ずるものとする。	
	歴史的風致を損なわないものとする。	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的建造物に準ずるものとする。	
	町並みと調和するように、伝統的建造物の建築様式を踏まえ、質の高い意匠とする。又、長大感を防ぐため、外観意匠は適宜簡略することとする。 屋根は両側へ垂下ろしの勾配屋根とする。ただし、保存地区の歴史的風致にとって支障がないと認められる場合は、この限りではない。 色彩は、無彩色又は茶系を基調とする。	伝統的建造物の建築様式に準ずるものとする。		
門扉	歴史的風致を損なわないものとする。	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的建造物に準ずるものとする。	
看板	歴史的風致を損なわないものとする。	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的様式に準ずるものとする。	
施設設備	道路、公園、広場等公共の場所から容易に望見されないものとする。			
工作物	土地に定着する建築物以外の工作物の高さは、11m以下とする。ただし、さくの高さは2m以下とする。また、建築物に定着する建築物以外の工作物（アンテナを除く）については、建築物を含めた高さを11m以下とする。アンテナについては建築物等からの高さを5m以下とし、共同住宅等の場合は共聴アンテナとする。			

組織された団体に対して、その活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することができる。

（2）技術的援助

保存地区内の所有者等による修理、修景等に関し、設計相談等の技術的援助を行うことができる。

（3）物資の提供等

保存地区内の保存に関し必要と認められる場合には、物資を提供し、又は斡旋することができる。

第5章 保存地区の保存のために必要な管理施設の設置及び環境整備計画

保存地区の保存は、周囲との関係ぬきに成立しない。本保存地区は、埼玉県南西部地域における文化の拠点たる性格を有す。したがって、情報発信機能のさらなるグレードアップとともに、国際化対応も必然化する。このため当該保存地区の維持、増進に向け、施設及び環境整備に努める。

一方、当該保存地区は中心市街地活性化の軸としての機能も併せ持つ。快適な住環境を保全するとともに、にぎわいの核たるべく、その界限性は周辺とのさらに緊密な関係が求められる。とりわけ当該保存地区の商業地としての特性に配慮し、歴史的風致の維持と

商業振興の調和を目指す。

こうした観点に立脚し、当該保存地区は川越北部市街地のまちづくりとの連携において、保存と整備を目指すものとする。

以下、施設や街路整備等の具体策について、その方向性を示す。

1. 伝統的建造物の公開及び町並み保存の核となる施設の整備

地元住民と来訪者の便宜及び町並みに関する歴史資料等の保存と活用を図るため、伝統的建造物の公開に努め、保存地区内の適当な位置に町並み保存の核となる施設を整備する。また、保存地区についての理解を高めるために、標識、案内板、説明板等の管理施設の整備も図る。

2. 公共施設の整備

保存地区内の公共施設に関しては、歴史的風致を生かしたまちづくりの先導的役割を担うものとして、伝統的建造物の活用を図るほか、質の高い修景による整備に努める。

3. 防災施設等の整備

保存地区では、防災計画に基づき、住民等の防災意識の醸成、普及啓発に努め、自主的な防災活動を推進する。これと併せて、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災設備の整備拡充を図るとともに、避難経路の確保、建造物の構造補強等を進める。

4. 街路空間の整備等

保存地区内の街路については、総合的交通体系の見直しを検討し、安全で快適に歩ける環境整備を進める。併せて歩行者の安全や来訪者の利便性を考慮し、総合的な交通管理計画の検討を行い、保存地区の周辺に駐車場を整備するよう努める。街路空間の整備に当たっては、歴史的風致の維持、増進のため、電線地中化の推進や適切なストリート・ファニチュア類の設置、バリアフリー化等を進める。

5. 周辺地区との連携

保存地区の周辺は、伝統的建造物が比較的連たんす

る地区や伝統的建造物が点在し、都市景観的にみると特徴ある界隈を形成していることから、その保全を図るため文化財保護法による文化財建造物の指定や登録制度を活用するとともに、川越市都市景観条例に基づく「景観形成地域の指定」、「都市景観重要建築物等の指定」と都市景観重要建築物周辺の環境整備を進める。特に伝統的建造物が比較的連たんする地区においては、今後も地域住民との協議を重ね、伝統的建造物群保存地区の指定の可能性を検討する。これに併せ、歴史的風致の保全の観点から、都市計画道路等既存計画の見直しの必要性の有無についても検討を加える。

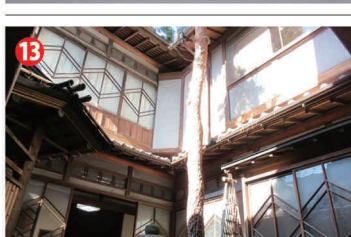
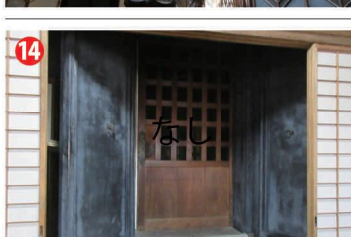
6. 住民との連携

保存地区の住民を中心に「(仮称)住民協議会」の設置を目指す。住民協議会は、保存地区の運用に関する行政との連絡、協議の場であるとともに、町並み保存に関する意識啓発等の機能を持つことが期待される。また、住民の自主的な町並み保存の取り組みについて改めて評価し、今後の保存地区の運営に寄与することを目的に、住民協議会をはじめ既存の自治会、商店街、川越町並み委員会等の団体、及び川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体との協議、情報交換を行い、保存地区の保存に資するものとする。



伝統的建造物一覧

①保存計画番号 ②名称 ③所在 ④築造年 ⑤建築様式 ※市指定文化財 ※登録有形文化財

	①1-00101 ②元町稲荷神社(拝殿) ③元町1丁目 ④不明 ⑤その他		①8-00302 ②岡家住宅大正蔵(店蔵) ③元町1丁目 ④大正11年(1922) ⑤蔵造り町家 市
	①2-00102 ②元町稲荷神社(本殿) ③元町1丁目 ④不明 ⑤土蔵		①9-00401 ②小林家住宅(店蔵) ③幸町 ④明治26年(1893) ⑤蔵造り町家 市
	①3-00103 ②元町稲荷神社(鳥居) ③元町1丁目 ④不明 ⑤その他		①10-00402 ②小林家住宅(住居棟) ③幸町 ④明治28年(1895) ⑤和風住宅
	①4-00104 ②元町稲荷神社(玉垣) ③元町1丁目 ④不明 ⑤その他		①11-00403 ②小林家住宅(文庫蔵) ③幸町 ④明治16年(1883) ⑤土蔵
	①5-00201 ②本宗稲荷神社(鳥居) ③元町1丁目 ④不明 ⑤その他		①12-00501 ②小島家住宅(店蔵) ③幸町 ④明治26年(1893)以後まもなく(推定) ⑤蔵造り町家 市
	①6-00202 ②本宗稲荷神社(稲荷社) ③元町1丁目 ④不明 ⑤その他		①13-00601 ②染谷家住宅(離れ) ③幸町 ④不明 ⑤和風住宅
	①7-00301 ②岡家住宅明治蔵(店蔵) ③元町1丁目 ④明治34年(1901) ⑤蔵造り町家 市		①14-00602 ②染谷家住宅(土蔵) ③幸町 ④不明 ⑤土蔵



- ①15-00701
②長喜院(本堂)
③幸町
④明治28年(1895)
⑤その他



- ①16-00702
②長喜院(番所)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①17-00703
②長喜院(門)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①18-00801
②雪塚稲荷神社(拝殿)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①19-00802
②雪塚稲荷神社(本殿)
③幸町
④明治30年(1897)
⑤土蔵



- ①20-00803
②雪塚稲荷神社(社務所)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①21-00804
②雪塚稲荷神社(鳥居)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①22-00805
②雪塚稲荷神社(門塀)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①23-00806
②雪塚稲荷神社(末社)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①24-00901
②中島家住宅(店棟)
③幸町
④明治後期(推定)
⑤真壁造り町家



- ①25-00902
②中島家住宅(住居棟)
③幸町
④明治後期(推定)
⑤和風住宅



- ①26-01001
②細田家住宅(主屋)
③幸町
④明治後期(推定)
⑤真壁造り町家



- ①27-01101
②服部家住宅(店蔵)
③幸町
④明治26年(1893)
⑤蔵造り町家 市



- ①28-01102
②服部家住宅(住居棟)
③幸町
④明治44年(1911)
⑤和風住宅



- ①29-01201
②原家住宅(店蔵)
③幸町
④明治26年(1893)
⑤蔵造り町家 市



- ①30-01202
②原家住宅(住居棟)
③幸町
④不明
⑤和風住宅



- ①31-01203
②原家住宅(土蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵



- ①32-01301
②宮岡家住宅(店蔵)
③幸町
④明治30年(1897)
⑤蔵造り町家 市



- ①33-01302
②宮岡家住宅(土蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵



- ①34-01401
②小谷野家住宅(店蔵)
③幸町
④明治28年(1895)
⑤蔵造り町家 市



- ①35-01402
②小谷野家住宅(土蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵



- ①36-01501
②平岩 矢萩両家住宅(主屋)
③幸町
④明治26年(1893)
⑤蔵造り町家 市



- ①37-01601
②旧小山家住宅(店蔵)
③幸町
④明治26年(1893)
⑤蔵造り町家 市



- ①38-01602
②旧小山家住宅(添屋)
③幸町
④不明
⑤蔵造り町家 市



- ①39-01603
②旧小山家住宅(住居棟)
③幸町
④不明
⑤和風住宅 市



- ①40-01604
②旧小山家住宅(一番蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵 市



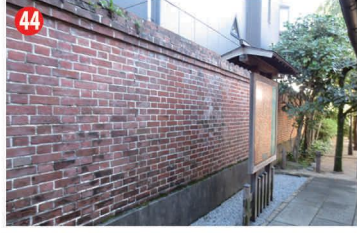
- ①41-01605
②旧小山家住宅(二番蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵 市



- ①42-01606
②旧小山家住宅(三番蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵 市



- ①43-01607
②旧小山家住宅(便所棟)
③幸町
④不明
⑤その他 市



- ①44-01608
②旧小山家住宅(塀)
③幸町
④不明
⑤その他 市



- ①45-01701
②滝島家住宅(店蔵)
③幸町
④明治28年(1895)
⑤蔵造り町家 市



- ①46-01702
②滝島家住宅(住居棟)
③幸町
④不明
⑤和風住宅



- ①47-01703
②滝島家住宅(土蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵



- ①48-01704
②滝島家住宅(店棟)
③幸町
④明治後期(推定)
⑤蔵造り町家



- ①49-01801
②陽気づくめ川越教会(神殿)
③幸町
④明治31年(1898)
⑤その他



- ①50-01802
②陽気づくめ川越教会(教職舎)
③幸町
④明治16年(1883)以前(推定)
⑤その他



- ①51-01803
②陽気づくめ川越教会(炊事場)
③幸町
④大正期(推定)
⑤その他



- ①52-01804
②陽気づくめ川越教会(渡廊下)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①53-01805
②陽気づくめ川越教会(渡廊下)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①54-01901
②時の鐘
③幸町
④明治26年(1893)
⑤その他



- ①55-02001
②山崎家住宅(店蔵)
③仲町
④明治38年(1905)
⑤蔵造り町家



- ①56-02002
②山崎家住宅(袖蔵)
③仲町
④明治33年(1900)
⑤土蔵



- ①57-02003
②山崎家住宅(文庫蔵)
③仲町
④不明
⑤土蔵



- ①58-02004
②山崎家住宅(大蔵)
③仲町
④嘉永3年(1850)
⑤土蔵



- ①59-02005
②山崎家住宅(門塀)
③仲町
④不明
⑤その他



- ①60-02101
②山崎家住宅(店蔵)
③仲町
④明治26年(1893)
⑤蔵造り町家



- ①61-02102
②山崎家住宅(袖蔵)
③仲町
④明治26年(1893)
⑤土蔵



- ①62-02103
②山崎家住宅(住居棟)
③仲町
④不明
⑤和風住宅



- ①63-02104
②山崎家住宅(一番蔵)
③仲町
④文久3年(1863)
⑤土蔵



- ①64-02105
②山崎家住宅(住居棟)
③仲町
④明治45年(1912)
⑤和風住宅



- ①65-02106
②山崎家住宅(二番蔵)
③仲町
④明治5年(1872)
⑤土蔵



- ①66-02107
②山崎家住宅(四番蔵)
③仲町
④明治33年(1900)
⑤土蔵



- ①67-02108
②山崎家住宅(三番蔵)
③仲町
④明治17年(1884)
⑤土蔵



- ①68-02109
②山崎家住宅(五番蔵)
③仲町
④明治34年(1901)
⑤土蔵



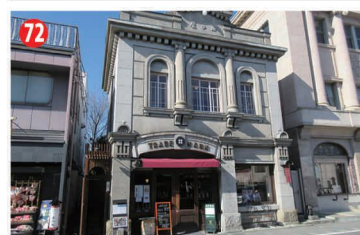
- ①69-02110
②山崎家住宅(門)
③仲町
④不明
⑤その他



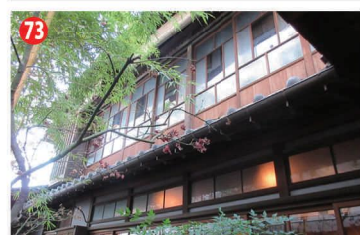
- ①70-02111
②山崎家住宅(塀)
③仲町
④不明
⑤その他



- ①71-02201
②松崎家住宅(店蔵)
③仲町
④明治34年(1901)
⑤蔵造り町家



- ①72-02301
②田中家住宅(店蔵)
③仲町
④大正4年(1915)
⑤蔵造り町家



- ①73-02302
②田中家住宅(住居棟)
③仲町
④不明
⑤和風住宅



- ①74-02303
②田中家住宅(塀)
③仲町
④不明
⑤その他



- ①75-02401
②荻野家住宅(主屋)
③幸町
④明治後期(推定)
⑤真壁造り町家



- ①76-02402
②荻野家住宅(RC蔵)
③幸町
④不明
⑤RC造



- ①77-02501
②山屋(土蔵)
③幸町
④明治33年(1900)
⑤土蔵



- ①78-02601
②山屋(主屋)
③幸町
④明治期(推定)
⑤和風住宅



- ①79-02701
②埼玉りそな銀行川越支店
③幸町
④大正7年(1918)
⑤近代洋風建築



- ①80-02801
②川田家住宅(主屋)
③幸町
④不明
⑤蔵造り町家



- ①81-02901
②川田家住宅(主屋)
③幸町
④不明
⑤洋風住宅



- ①82-03001
②旧笠間家住宅(店蔵)
③仲町
④明治26年(1893)
⑤蔵造り町家



- ①83-03101
②長谷川家住宅(主屋)
③仲町
④不明
⑤真壁造り町家



- ①84-03102
②長谷川家住宅(土蔵)
③仲町
④明治23年(1890)
⑤土蔵



- ①85-03201
②深井家住宅(店棟)
③仲町
④不明
⑤真壁造り町家



- ①86-03301
②小高家住宅(主屋)
③元町2丁目
④不明
⑤真壁造り町家



- ①87-03401
②大畑家住宅(主屋)
③元町2丁目
④不明
⑤真壁造り町家



- ①88-03501
②西村家住宅(主屋)
③幸町
④不明
⑤和風住宅



- ①89-03601
②中野家住宅(主屋)
③幸町
④大正2年(1913)
⑤洋風住宅



- ①90-03701
②箕輪家住宅(主屋)
③幸町
④不明
⑤真壁造り町家



- ①91-03801
②田中家住宅(土蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵



- ①92-03901
②山吉ビル(主屋)
③仲町
④昭和11年(1936)
⑤近代洋風建築



- ①93-04001
②岩崎家住宅(店棟)
③幸町
④不明
⑤真壁造り町家



- ①94-04002
②岩崎家住宅(土蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵



- ①95-04101
②細田家住宅(店棟)
③幸町
④不明
⑤洋風町家



- ①96-04102
②細田家住宅(土蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵



- ①97-04201
②山屋(塀)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①98-04301
②粟生田家住宅(主屋)
③幸町
④大正期(推定)
⑤洋風町家



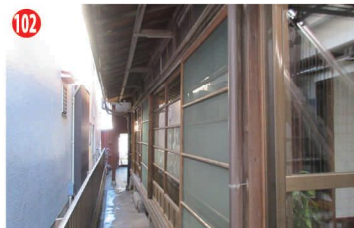
- ①99-02006
②山崎家住宅(離れ)
③仲町
④大正14年(1925)以前(推定)
⑤和風住宅



- ①100-02112
②山崎家住宅(塀)
③仲町
④不明
⑤その他



- ①101-04401
②関口家住宅(主屋)
③幸町
④不明
⑤真壁造り町家



- ①102-04501
②小谷野家住宅(住居棟)
③幸町
④不明
⑤和風住宅



- ①103-04601
②津久井家住宅(主屋)
③幸町
④明治後期(推定)
⑤蔵造り町家



- ①104-04701
②篠崎家住宅(主屋)
③幸町
④店明治末~大正期、住居棟昭和初期
⑤真壁造り町家



- ①105-04801
②聞信会館(主屋)
③幸町
④昭和4年(1929)
⑤洋風町家



- ①106-04901
②嶋村家住宅(主屋)
③元町2丁目
④明治後期(推定)
⑤真壁造り町家



- ①107-05001
②出窪家住宅(主屋)
③幸町
④明治後期(推定)
⑤真壁造り町家



- ①108-05101
②足立屋産業(土蔵)
③幸町
④文化15年(1818)
⑤土蔵



- ①109-05201
②松崎家住宅(主屋)
③幸町
④明治後期(推定)
⑤真壁造り町家



- ①110-05301
②安齊家住宅(主屋)
③幸町
④明治27年(1894)(推定)
⑤和風住宅



- ①111-05302
②安齊家住宅(離れ)
③幸町
④大正期(推定)
⑤和風住宅



- ①112-05303
②安齊家住宅(土蔵)
③幸町
④不明
⑤土蔵



- ①113-05304
②安齊家住宅(稲荷社)
③幸町
④不明
⑤その他



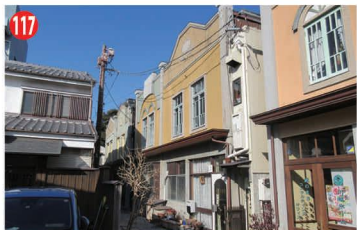
- ①114-05401
②薬師神社(拝殿)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①115-05402
②薬師神社(本殿)
③幸町
④昭和9年(1934)
⑤土蔵



- ①116-05501
②新井家住宅(土蔵)
③仲町
④大正9年(1920)
⑤土蔵



- ①117-05601
②大塚家住宅(主屋)
③幸町
④昭和5年(1930)
⑤洋風町家



- ①118-05701
②松ヶ角家住宅(主屋)
③幸町
④昭和5年(1930)
⑤洋風町家



- ①119-05801
②小鹿野家住宅(主屋)
③幸町
④昭和9年(1934)
⑤真壁造り町家



- ①120-05901
②金大(主屋)
③幸町
④昭和5年(1930)
⑤洋風町家



- ①121-05902
②金大(土蔵)
③幸町
④昭和27年(1952)
⑤土蔵



- ①122-06001
②落合家住宅(店棟)
③幸町
④明治後期(推定)
⑤真壁造り町家



- ①123-01705
②滝島家住宅(土蔵)
③幸町
④明治期以前(推定)
⑤土蔵



- ①124-02602
②山屋(杉の間)
③幸町
④昭和11年(1936)(推定)
⑤和風住宅



- ①125-02603
②山屋(奥の間)
③幸町
④昭和11年(1936)以前(推定)
⑤和風住宅



- ①126-02604
②山屋(シュロの間)
③幸町
④明治26年(1893)以後(推定)
⑤和風住宅



- ①127-02605
②山屋(離れ)
③幸町
④明治初期(推定)
⑤和風住宅



- ①128-02606
②山屋(渡廊下)
③幸町
④昭和11年(1936)(推定)
⑤その他



- ①129-02607
②山屋(稲荷社)
③幸町
④不明
⑤その他



- ①130-06101
②一萬田家住宅(主屋)
③幸町
④昭和初期(推定)
⑤和風住宅



- ①131-06102
②一萬田家住宅(土蔵)
③幸町
④嘉永6年(1853)
⑤土蔵



- ①132-06201
②星野・田中両家住宅(店棟)
③幸町
④明治27年(推定)
⑤真壁造り町家



- ①133-06301
②市ノ川家住宅(主屋)
③元町2丁目
④明治後期(推定)
⑤真壁造り町家



- ①134-06401
②勝治家住宅(主屋)
③元町2丁目
④明治26年以降大正期(推定)
⑤真壁造り町家



- ①135-06501
②齊家住宅(主屋)
③幸町
④大正後期(推定)
⑤真壁造り町家

【環境物件一覧】

①保存計画番号 ②所有 ③所在 ④樹種



- ①1-00203
②本宗稲荷神社
③元町1丁目
④くすのき



- ①2-00807
②雪塚稲荷神社
③幸町
④松、杉等



- ①3-01403
②小谷野家
③幸町
④もみじ

【重要文化財】

①名称 ②所在 ③築造年



- ①大沢家住宅
②元町1丁目
③寛政4年(1792)

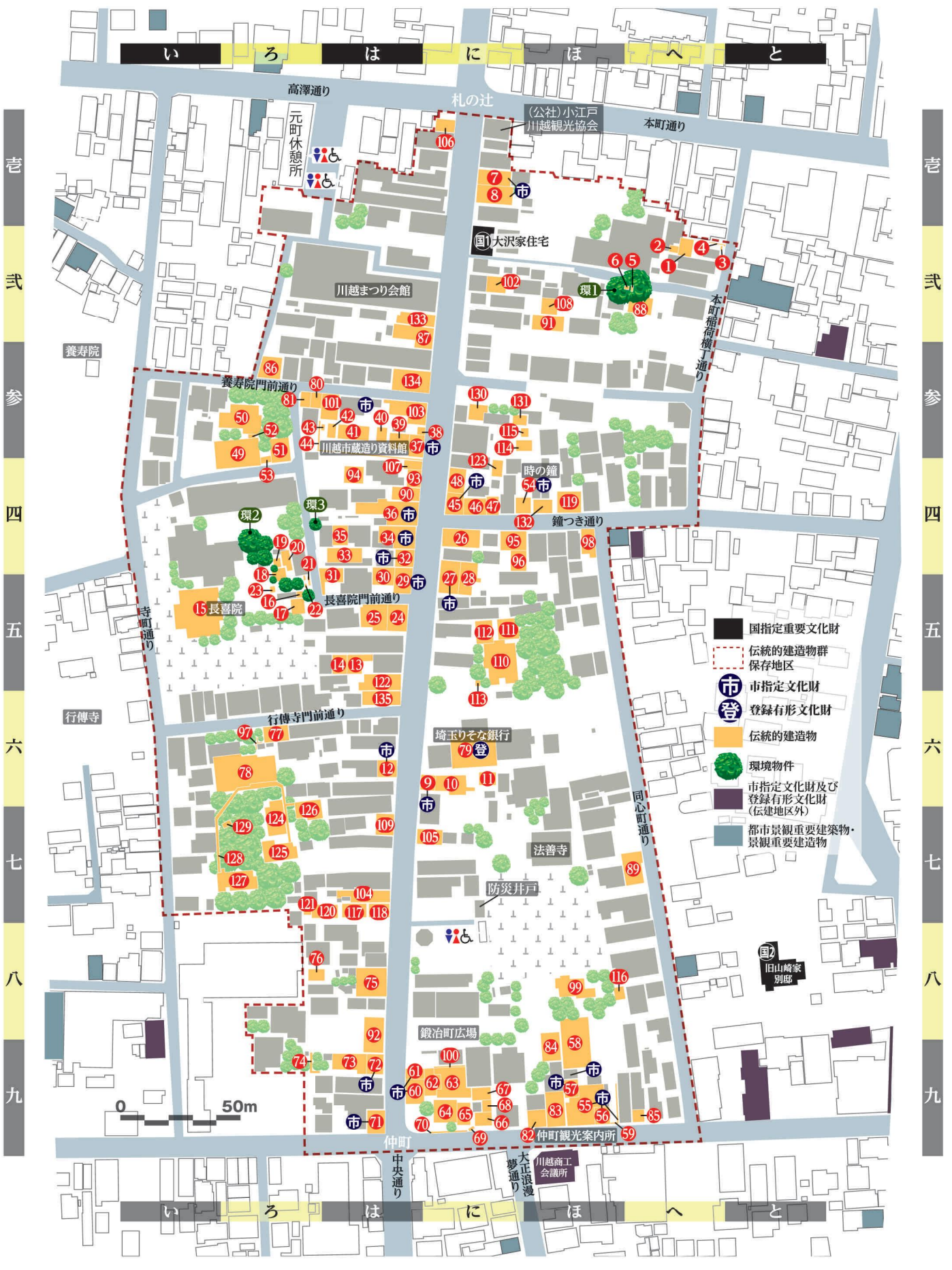


- ①旧山崎家別邸
②松江町
③大正14年(1925)

No	名称	所在	築造年	建築様式	位置
1	元町稲荷神社（拝殿）	元町1丁目	不明	その他	へー式
2	元町稲荷神社（本殿）	元町1丁目	不明	土蔵	へー式
3	元町稲荷神社（鳥居）	元町1丁目	不明	その他	へー式
4	元町稲荷神社（玉垣）	元町1丁目	不明	その他	へー式
5	本宗稲荷神社（鳥居）	元町1丁目	不明	その他	へー式
6	本宗稲荷神社（稲荷社）	元町1丁目	不明	その他	へー式
7	岡家住宅明治蔵（店蔵）	元町1丁目	明治 34 年 (1901)	蔵造り町家	にー参
8	岡家住宅大正蔵（店蔵）	元町1丁目	大正 11 年 (1922)	蔵造り町家	にー参
9	小林家住宅（店蔵）	幸町	明治 26 年 (1893)	蔵造り町家	にー六
10	小林家住宅（住居棟）	幸町	明治 28 年 (1895)	和風住宅	にー六
11	小林家住宅（文庫蔵）	幸町	明治 16 年 (1883)	土蔵	にー六
12	小島家住宅（店蔵）	幸町	明治 26 年 (1893)	蔵造り町家	はー六
13	染谷家住宅（離れ）	幸町	不明	和風住宅	はー五
14	染谷家住宅（土蔵）	幸町	不明	土蔵	はー五
15	長喜院（本堂）	幸町	明治 28 年 (1895)	その他	いー五
16	長喜院（番所）	幸町	不明	その他	ろー五
17	長喜院（門）	幸町	不明	その他	ろー五
18	雪塚稲荷神社（拝殿）	幸町	不明	その他	ろー五
19	雪塚稲荷神社（本殿）	幸町	明治 30 年 (1897)	土蔵	ろー四
20	雪塚稲荷神社（社務所）	幸町	不明	その他	ろー四
21	雪塚稲荷神社（鳥居）	幸町	不明	その他	ろー五
22	雪塚稲荷神社（門塀）	幸町	不明	その他	ろー五
23	雪塚稲荷神社（末社）	幸町	不明	その他	ろー五
24	中島家住宅（店棟）	幸町	明治後期（推定）	真壁造り町家	はー五
25	中島家住宅（住居棟）	幸町	明治後期（推定）	和風住宅	はー五
26	細田家住宅（主屋）	幸町	明治後期（推定）	真壁造り町家	にー四
27	服部家住宅（店蔵）	幸町	明治 26 年 (1893)	蔵造り町家	にー五
28	服部家住宅（住居棟）	幸町	明治 44 年 (1911)	和風住宅	にー五
29	原家住宅（店蔵）	幸町	明治 26 年 (1893)	蔵造り町家	はー五
30	原家住宅（住居棟）	幸町	不明	和風住宅	はー五
31	原家住宅（土蔵）	幸町	不明	土蔵	はー五
32	宮岡家住宅（店蔵）	幸町	明治 30 年 (1897)	蔵造り町家	はー四
33	宮岡家住宅（土蔵）	幸町	不明	土蔵	はー四
34	小谷野家住宅（店蔵）	幸町	明治 28 年 (1895)	蔵造り町家	はー四
35	小谷野家住宅（土蔵）	幸町	不明	土蔵	はー四
36	平岩・矢萩両家住宅（主屋）	幸町	明治 26 年 (1893)	蔵造り町家	はー四
37	旧小山家住宅（店蔵）	幸町	明治 26 年 (1893)	蔵造り町家	はー参
38	旧小山家住宅（添屋）	幸町	不明	蔵造り町家	はー参
39	旧小山家住宅（住居棟）	幸町	不明	和風住宅	はー参
40	旧小山家住宅（一番蔵）	幸町	不明	土蔵	はー参
41	旧小山家住宅（二番蔵）	幸町	不明	土蔵	はー参
42	旧小山家住宅（三番蔵）	幸町	不明	土蔵	はー参
43	旧小山家住宅（便所棟）	幸町	不明	その他	はー参
44	旧小山家住宅（塀）	幸町	不明	その他	はー参
45	滝島家住宅（店蔵）	幸町	明治 28 年 (1895)	蔵造り町家	にー四
46	滝島家住宅（住居棟）	幸町	不明	和風住宅	にー四
47	滝島家住宅（土蔵）	幸町	不明	土蔵	にー四
48	滝島家住宅（店棟）	幸町	明治後期（推定）	蔵造り町家	にー四
49	陽気づくめ川越教会（神殿）	幸町	明治 31 年 (1898)	その他	ろー参
50	陽気づくめ川越教会（教職舎）	幸町	明治16年(1883)以前(推定)	その他	ろー参
51	陽気づくめ川越教会（炊事場）	幸町	大正期（推定）	その他	ろー参
52	陽気づくめ川越教会（渡廊下）	幸町	不明	その他	ろー参
53	陽気づくめ川越教会（渡廊下）	幸町	不明	その他	ろー参
54	時の鐘	幸町	明治 26 年 (1893)	その他	にー四
55	山崎家住宅（店蔵）	仲町	明治 38 年 (1905)	蔵造り町家	はー九
56	山崎家住宅（袖蔵）	仲町	明治 33 年 (1900)	土蔵	はー九
57	山崎家住宅（文庫蔵）	仲町	不明	土蔵	はー九
58	山崎家住宅（大蔵）	仲町	嘉永 3 年 (1850)	土蔵	はー九
59	山崎家住宅（門塀）	仲町	不明	その他	はー九
60	山崎家住宅（店蔵）	仲町	明治 26 年 (1893)	蔵造り町家	はー九
61	山崎家住宅（袖蔵）	仲町	明治 26 年 (1893)	土蔵	はー九
62	山崎家住宅（住居棟）	仲町	不明	和風住宅	にー九
63	山崎家住宅（一番蔵）	仲町	文久 3 年 (1863)	土蔵	にー九
64	山崎家住宅（住居棟）	仲町	明治 45 年 (1912)	和風住宅	にー九
65	山崎家住宅（二番蔵）	仲町	明治 5 年 (1872)	土蔵	にー九
66	山崎家住宅（四番蔵）	仲町	明治 33 年 (1900)	土蔵	にー九
67	山崎家住宅（三番蔵）	仲町	明治 17 年 (1884)	土蔵	にー九
68	山崎家住宅（五番蔵）	仲町	明治 34 年 (1901)	土蔵	にー九
69	山崎家住宅（門）	仲町	不明	その他	にー九
70	山崎家住宅（塀）	仲町	不明	その他	にー九
71	松崎家住宅（店蔵）	仲町	明治 34 年 (1901)	蔵造り町家	はー九
72	田中家住宅（店蔵）	仲町	大正 4 年 (1915)	蔵造り町家	はー九
73	田中家住宅（住居棟）	仲町	不明	和風住宅	はー九

No	名称	所在	築造年	建築様式	位置
74	田中家住宅（塀）	仲町	不明	その他	ろー九
75	荻野家住宅（主屋）	幸町	明治後期（推定）	真壁造り町家	はー八
76	荻野家住宅（土蔵）	幸町	不明	R C 造	ろー八
77	山屋（土蔵）	幸町	明治 33 年 (1900)	土蔵	ろー六
78	山屋（主屋）	幸町	明治期（推定）	和風住宅	ろー六
79	埼玉そな銀行川越支店	幸町	大正 7 年 (1918)	近代洋風建築	にー六
80	川田家住宅（主屋）	幸町	不明	蔵造り町家	ろー参
81	川田家住宅（主屋）	幸町	不明	洋風住宅	ろー参
82	旧笠間家住宅（店蔵）	仲町	明治 26 年 (1893)	蔵造り町家	はー九
83	長谷川家住宅（主屋）	仲町	不明	真壁造り町家	はー九
84	長谷川家住宅（土蔵）	仲町	明治 23 年 (1890)	土蔵	はー九
85	深井家住宅（店棟）	仲町	不明	真壁造り町家	へー九
86	小高家住宅（主屋）	元町2丁目	不明	真壁造り町家	ろー参
87	大畑家住宅（主屋）	元町2丁目	不明	真壁造り町家	はー三
88	西村家住宅（主屋）	幸町	不明	和風住宅	へー三
89	中野家住宅（主屋）	幸町	大正 2 年 (1913)	洋風住宅	へー七
90	箕輪家住宅（主屋）	幸町	不明	真壁造り町家	はー四
91	田中家住宅（土蔵）	幸町	不明	土蔵	はー四
92	山吉ビル（主屋）	仲町	昭和11年(1936)	近代洋風建築	はー八
93	岩崎家住宅（店棟）	幸町	不明	真壁造り町家	はー四
94	岩崎家住宅（土蔵）	幸町	不明	土蔵	はー四
95	細田家住宅（店棟）	幸町	不明	洋風町家	にー四
96	細田家住宅（土蔵）	幸町	不明	土蔵	にー四
97	山屋（塀）	幸町	不明	その他	ろー六
98	粟生田家住宅（主屋）	幸町	大正期（推定）	洋風町家	はー四
99	山崎家住宅（離れ）	仲町	大正14年(1925)以前(推定)	和風住宅	はー八
100	山崎家住宅（塀）	仲町	不明	その他	にー九
101	関口家住宅（主屋）	幸町	不明	真壁造り町家	はー参
102	小谷野家住宅（住居棟）	幸町	不明	和風住宅	にー三
103	津久井家住宅（主屋）	幸町	明治後期（推定）	蔵造り町家	はー参
104	篠崎家住宅（主屋）	幸町	店：明治末～大正期、 住居棟：昭和初期	真壁造り町家	はー一七
105	間信会館（主屋）	幸町	昭和 4 年 (1929)	洋風町家	にー七
106	嶋村家住宅（主屋）	元町2丁目	明治後期（推定）	真壁造り町家	にー参
107	出窪家住宅（主屋）	幸町	明治後期（推定）	真壁造り町家	はー四
108	足立屋産業（土蔵）	幸町	文化 15 年 (1818)	土蔵	はー三
109	松崎家住宅（主屋）	幸町	明治後期（推定）	真壁造り町家	はー一七
110	安齊家住宅（主屋）	幸町	明治27年(1894)(推定)	和風住宅	にー五
111	安齊家住宅（離れ）	幸町	大正期（推定）	和風住宅	にー五
112	安齊家住宅（土蔵）	幸町	不明	土蔵	にー五
113	安齊家住宅（稲荷社）	幸町	不明	その他	にー五
114	薬師神社（拝殿）	幸町	不明	その他	にー参
115	薬師神社（本殿）	幸町	昭和 9 年 (1934)	土蔵	にー参
116	新井家住宅（土蔵）	仲町	大正 9 年 (1920)	土蔵	はー八
117	大塚家住宅（主屋）	幸町	昭和 5 年 (1930)	洋風町家	はー一七
118	松ヶ角家住宅（主屋）	幸町	昭和 5 年 (1930)	洋風町家	はー一七
119	小鹿野家住宅（主屋）	幸町	昭和 9 年 (1934)	真壁造り町家	はー四
120	金大（主屋）	幸町	昭和 5 年 (1930)	洋風町家	ろー七
121	金大（土蔵）	幸町	昭和 27 年 (1952)	土蔵	ろー七
122	落合家住宅（店棟）	幸町	明治後期（推定）	真壁造り町家	はー五
123	滝島家住宅（土蔵）	幸町	明治期以前（推定）	土蔵	にー四
124	山屋（杉の間）	幸町	昭和11年(1936)(推定)	和風住宅	ろー七
125	山屋（奥の間）	幸町	昭和11年(1936)以前(推定)	和風住宅	ろー七
126	山屋（シュロの間）	幸町	明治26年(1893)以後(推定)	和風住宅	ろー七
127	山屋（離れ）	幸町	明治初期（推定）	和風住宅	ろー七
128	山屋（渡廊下）	幸町	昭和11年(1936)(推定)	その他	ろー七
129	山屋（稲荷社）	幸町	不明	その他	ろー七
130	一萬田家住宅（主屋）	幸町	昭和初期（推定）	和風住宅	にー参
131	一萬田家住宅（土蔵）	幸町	嘉永 6 年 (1853)	土蔵	にー参
132	星野・田中両家住宅（店棟）	幸町	明治27年(1894)(推定)	真壁造り町家	はー四
133	市ノ川家住宅（主屋）	元町2丁目	明治後期（推定）	真壁造り町家	にー三
134	勝家住宅（主屋）	元町2丁目	明治26年以降大正期(推定)	真壁造り町家	はー参
135	齊家住宅（主屋）	幸町	大正後期（推定）	真壁造り町家	はー六

【環境物件一覧】				
No	名称	所在	位置	
1	本宗稲荷神社	元町1丁目	くすのき	へー式
2	雪塚稲荷神社	幸町	松、杉等	ろー四
3	小谷野家	幸町	もみじ	ろー四
【重要文化財】				
No	名称	所在	築造年	位置
1	大沢家住宅	元町1丁目	寛政 4 年 (1792)	にー式
2	旧山崎家別邸	松江町	大正 14 年 (1925)	とー八



【川越まちづくり年表】

年 代	出 来 事
長禄元年(1457)	上杉持朝の命によって太田道真・道灌が河越城を築城。
寛永15年(1638)	川越大火。翌年川越藩主松平信綱により城下町の町割りを行う。
寛政4年(1792)	土蔵造りの「大沢家住宅」(国の重要文化財)が建てられる。
明治26年(1893)	明治の川越大火が起こり、当時の川越町の3分の1以上が焼失する ＊この大火後の復興にあたり、江戸文化の影響を受けていた川越商人は、防火建築である土蔵造りを採用し、蔵造りの町並みが形成される。
昭和46年(1971)	大沢家住宅が国の重要文化財指定。旧万文取り壊し反対運動。
同50年(1975)	文化財保護法に伝統的建造物群保存地区制度創設。 伝統的建造物群保存対策調査。
同52年(1977)	川越市蔵造り資料館開館。
同55年(1980)	川越の町並みとデザインコード調査。
同56年(1981)	蔵造り商家16件を市指定文化財に指定。
同58年(1983)	「川越蔵の会」発足。
同60年(1985)	川越一番街商店街活性化モデル事業調査（コミュニティマート構想）。
同62年(1987)	「町並み委員会」発足。
同63年(1988)	町並み委員会が「町づくり規範」を策定。
平成元年(1989)	埼玉県内初の景観条例となる川越市都市景観条例を施行（旧条例）。
同4年(1992)	一番街電線類地中化事業完了。 「川越景観百選」選定。
同5年(1993)	「十カ町会」発足。
同9年(1997)	十カ町会から市に伝建地区指定の要望書提出。
同10年(1998)	川越市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定。
同11年(1999)	重要伝統的建造物群保存地区選定(川越市川越伝統的建造物群保存地区及び中央通り線の縮小変更の都市計画決定) 川越一番街蔵造りの町並みがグッドデザイン賞特別賞「アーバンデザイン賞」を受賞。
同13年(2001)	旧川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画を策定。
同15年(2003)	川越まつり会館開館。 町並み委員会が日本都市計画家大賞を受賞。
同16年(2004)	川越十カ町地区都市景観形成地域指定。
同17年(2005)	十カ町会がまちづくり月間国土交通大臣表彰を受賞。

年 代	出 来 事
同19年(2007)	一番街の歩道整備、街路灯新設。 天皇后両陛下、スウェーデン国王・王妃両陛下が川越をご訪問。 クレアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域指定。
同21年(2009)	町並み委員会が伝建地区保存団体として「川越町並み委員会」を再発足。 中央通り周辺地区がクレアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域に編入。
同23年(2011)	川越市歴史的風致維持向上計画が認定(歴史まちづくり法)。
同25年(2013)	川越町並み委員会がまちづくり月間国土交通大臣表彰を受賞。
同26年(2014)	川越市都市景観条例を施行(景観法委任条例)。
同27年(2015)	川越町並み委員会を都市景観推進団体に指定。
同28年(2016)	「川越水川祭の山車行事」がユネスコの無形文化遺産に登録。
同29年(2017)	川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画を改定。 川越町並み委員会発足30周年。 時の鐘耐震化事業完了。 川越町並み委員会が地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰を受賞。
同30年(2018)	NPO法人川越蔵の会を歴史的風致維持向上支援法人に指定。
令和元年(2019)	重要伝統的建造物群保存地区選20周年。 旧山崎家別邸が国の重要文化財に指定。 喜多院周辺地区都市景観形成地域指定。

20年間の現状変更行為許可及び保存事業件数

年度 (平成)	現状変更 行為許可	修理事件数	修景件数	景観件数	応急修理
11	18	0	0	1	5
12	33	4	3	1	0
13	41	4	0	5	6
14	29	3	0	4	9
15	37	3	0	9	4
16	29	3	0	1	11
17	30	6	1	4	7
18	29	2	0	2	5
19	28	2	0	4	6
20	31	3	0	4	4
21	29	4	0	2	4
22	25	4	0	3	4
23	33	3	0	0	12
24	27	5	0	2	8
25	38	5	0	4	6
26	52	6	0	3	12
27	48	4	1	6	5
28	37	3	0	2	4
29	37	5	0	1	6
30	50	2	0	1	5
合計	681	71	5	59	123